

## 提出先一覧

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定排出者が行う事業の内容によって判断します。

各事業所管大臣が所管する事業は、下表に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁にお尋ねください。

※省エネルギー法の報告は、事業所管大臣の他に経済産業大臣へも提出する必要があります。

表 事業別所管大臣の一覧(1/3)

事業所管大臣	所管する事業	
内閣総理大臣	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転教習所</li> <li>●警備保障</li> <li>●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管）</li> <li>●質屋</li> <li>●中古品の売買</li> </ul>
	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定目的会社（SPC）</li> <li>●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管</li> <li>●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管</li> </ul>
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと）</li> <li>●放送業</li> <li>●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。）</li> <li>●通信工事（国土交通大臣と共管）</li> <li>●宝くじの販売</li> </ul>	
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●酒類、たばこ又は塩の製造、販売または輸出入※</li> <li>●通関業※</li> </ul>	
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。</li> <li>●著作権に関する事業</li> <li>●出版物の製造、製作</li> <li>●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要</li> <li>●宗教団体、宗教団体事務所</li> <li>●学術・文化団体</li> <li>●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売</li> <li>●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）</li> </ul>	
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品（動、植物用を除く。）</li> <li>・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管）</li> <li>・医薬部外品</li> <li>・食品添加物（農林水産大臣と共管）</li> <li>・化粧品（研究開発に限る。）※</li> <li>・食肉加工製品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・栄養食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・健康食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※）</li> <li>・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※）</li> <li>・眼鏡、コンタクトレンズ</li> <li>・健康維持用品※</li> </ul> </li> <li>●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管）</li> <li>●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）を除く。）</li> <li>●洗濯</li> <li>●理容</li> <li>●美容</li> <li>●公衆、特殊浴場</li> <li>●映画館※</li> <li>●劇場</li> <li>●興行場</li> <li>●臨床検査</li> <li>●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。）</li> <li>●上水道業</li> <li>●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業（病院等）</li> <li>●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管）</li> <li>●職業紹介事業 →船員については国土交通大臣専管</li> <li>●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管</li> </ul>	

表 事業別所管大臣の一覧(2/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
農林 水産 大臣	<p>●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※</p> <p>●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管） <ul style="list-style-type: none"> <li>→飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合スーパーは経済産業大臣専管</li> </ul> </li> <li>・食用アミノ酸</li> <li>・動植物油脂</li> <li>・農薬（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・農機具※</li> <li>・麻のねん糸</li> <li>・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） <ul style="list-style-type: none"> <li>→塗装した単板・合板は経済産業大臣専管</li> </ul> </li> <li>・真珠（養殖・加工剤を含む。）</li> <li>・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管</li> <li>・栄養食品（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管</li> <li>・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。</li> <li>・食品添加物（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・グルタミン酸ソーダ</li> <li>・飼料</li> <li>・動、植物用医薬品</li> <li>・温室</li> <li>・木材</li> <li>・イーストまたは酵母剤</li> <li>・氷</li> <li>・動植物用医療機器</li> <li>・園芸用品</li> <li>・肥料※</li> <li>・生糸</li> <li>・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管）</li> </ul> <p>●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※</p> <p>●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）</p> <p>●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）</p> <p>●競馬場</p>
経済 産業 大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業</p> <p>このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業の全てではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・自動車（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・武器（製造、売買、輸出入）</li> <li>・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）</li> <li>・フィルム（製造、売買、輸出入）</li> <li>・貴金属（アクセサリー）の加工</li> <li>・新聞業</li> <li>・印刷業</li> <li>・総合リース業</li> <li>・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管</li> <li>・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要</li> <li>・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場又は競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管</li> <li>・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要</li> <li>・スポーツ・プロモーション</li> <li>・興信所</li> <li>・広告、宣伝</li> <li>・経営コンサルタント業</li> <li>・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管）</li> <li>・集金代行</li> <li>・オートレース場</li> </ul> <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

表 事業別所管大臣の一覧(3/3)

事業所管大臣	所管する事業
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管）</li> <li>●梱包※</li> <li>●港湾運送関連事業</li> <li>●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。）</li> <li>●サルベージ</li> <li>●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※</li> <li>●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※</li> <li>●自動車の小売※、リース※</li> <li>●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●航空機の整備</li> <li>●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）</li> <li>●倉庫業</li> <li>●自動車道事業</li> <li>●建築士</li> <li>●不動産業（貸事務所業含む） →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管</li> </ul>
環境大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旅行業</li> <li>●自動車整備</li> <li>●自動車測量</li> <li>●自動車競走場</li> <li>●遊園地</li> <li>●気象観測・予報等</li> <li>●測量業</li> <li>●下水道業</li> <li>●温泉供給業</li> <li>●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管</li> </ul>

(注1) 複数の事業を行っている場合には、すべての事業所管大臣に提出してください。

(注2) 複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。

(注3) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

(注4) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定排出者における主たる事業の内容によって判断します。

ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

1	国の機関（官庁のオフィス等の排出量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（日本標準産業分類の細分類番号9811（都道府県機関）又は9821（市町村機関）に該当する事業） ※地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する温室効果ガスの算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業（*） （地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業のうち次の事業水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

	宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、 公共下水道事業）	
--	----------------------------------	--

\*：地方公営企業において、既に省エネルギー法により特定事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者に指定されている場合は、同法の指定による事業者単位で報告できます。

(注5) 以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、事業者の本社所在地を管轄する以下の地方支分部局の長に提出するようにしてください。なお、本社機能を有する事業所が登記簿上の本社とは別にある場合、当該事業所を本社とみなし当該事業所の所在地を管轄する地方支分部局へ提出してください。

財務大臣	財務局長（所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長（所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長）
農林水産大臣	地方農政局長又は北海道農政事務所長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。） 又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長

- ・ 財務大臣（国税局長）が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・ 財務大臣（財務局長）、農林水産大臣（地方農政局長）、経済産業大臣（経済産業局長）、国土交通大臣（地方整備局長・地方運輸局長）が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄総合事務局長が提出先となります。
- ・ 内閣総理大臣（金融庁）が所管する事業を行っている場合には、財務局長が提出先となります。

算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	連絡先電話番号
内閣官房	内閣総務官室	03-5253-2111 (内線 85130)
内閣府	大臣官房 企画調整課	03-5253-2111 (内線 38108)
宮内庁	長官官房 秘書課	03-3213-1111 (内線 3222)
警察庁	長官官房 総務課 ※	03-3581-0141 (内線 2146)
金融庁	総合政策局 総務課 ※	03-3506-6000 (内線 3161)
総務省	大臣官房 企画課	03-5253-5111 (内線 5158)
法務省	大臣官房 秘書課	03-3580-4111 (内線 2086)
外務省	大臣官房 会計課	03-5501-8000 (内線 2250)
財務省	北海道財務局 総務部 総務課 ※	011-709-2311 (内線 4242)
	東北財務局 総務部 総務課 ※	022-263-1111 (内線 3013)
	関東財務局 総務部 総務課 ※	048-600-1111 (内線 3013)
	北陸財務局 総務課 ※	076-292-7860
	東海財務局 総務部 総務課 ※	052-951-1772
	近畿財務局 総務部 総務課 ※	06-6949-6390 (内線 3034)
	中国財務局 総務部 総務課 ※	082-221-9221 (内線 3313)
	四国財務局 総務部 総務課 ※	087-811-7780 (内線 213)
	九州財務局 総務部 総務課 ※	096-353-6351 (内線 3014)
	福岡財務支局 総務課 ※	092-411-7604 (内線 3306)
	沖縄総合事務局 財務部 財務課 ※	098-866-0091
	札幌国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	011-231-5011 (内線 4440)
	仙台国税局 課税第二部 酒類業調整官	022-263-1111 (内線 3416)
	関東信越国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	048-600-3111 (内線 2489)
	東京国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	03-3542-2111 (内線 3175)
	金沢国税局 課税部 酒税課 団体企業係	076-231-2131 (内線 2515)
	名古屋国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	052-951-3511 (内線 5550)
	大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	06-6941-5331 (内線 2332)
	広島国税局 課税第二部 酒類業調整官	082-221-9211 (内線 3778)
	高松国税局 課税部 酒税課 団体企業係	087-831-3111 (内線 456)
福岡国税局 課税第二部 酒類業調整官	092-411-0031 (内線 4417)	
熊本国税局 課税部 酒類業調整官	096-354-6171 (内線 6199)	
沖縄国税事務所 酒類業調整官	098-867-3601 (内線 425)	
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部施設企画課	03-5253-4111 (内線 2324)
厚生労働省	北海道厚生局 健康福祉部健康福祉課	011-709-2311
	東北厚生局 健康福祉部健康福祉課	022-726-9261
	関東信越厚生局 健康福祉部健康福祉課	048-740-0732
	東海北陸厚生局 健康福祉部健康福祉課	052-959-2061
	近畿厚生局 健康福祉部健康福祉課	06-6942-2383
	中国四国厚生局 健康福祉部健康福祉課	082-223-8264
	四国厚生支局 総務課	087-851-9565
	九州厚生局 健康福祉部健康福祉課	092-432-6781
農林水産省	北海道農政事務所	011-330-8807
	東北農政局	022-263-1111 (内線 4396)
	関東農政局	048-600-0600 (内線 3881)
	北陸農政局	076-263-2161 (内線 3988)
	東海農政局	052-201-7271 (内線 2266)
	近畿農政局	075-451-9161 (内線 2745)
	中国四国農政局	086-224-4511 (内線 2162)
	九州農政局	096-211-9111 (内線 4363)
	沖縄総合事務局 農林水産部	098-866-1673

※は照会先 提出先は各監督担当課まで

省庁名	担当局部課	連絡先電話番号
経済産業省	北海道経済産業局 エネルギー対策課	011-709-1753
	東北経済産業局 エネルギー対策課	022-221-4932
	関東経済産業局 省エネルギー対策課	048-600-0364
	中部経済産業局 エネルギー対策課	052-951-2775
	近畿経済産業局 エネルギー対策課	06-6966-6051
	中国経済産業局 エネルギー対策課	082-224-5741
	四国経済産業局 エネルギー対策課	087-811-8535
	九州経済産業局 エネルギー対策課	092-482-5474
	沖縄総合事務局 エネルギー対策課	098-866-1759
国土交通省	総合政策局 環境政策課 (本省)	03-5253-8111 (内線 24412)
	東北地方整備局	022-225-2171 (大代表)
	関東地方整備局	048-601-3151 (代表) 建設業:建設産業第一課(内線 6156) 不動産業:建設産業第二課(内線 6657) 下水道:都市整備課(内線 6177)
	北陸地方整備局	025-280-8880 (代表) 下水道:都市住宅整備課下水道係 (025-280-8755) 建設業・不動産業:計画建設産業課 (025-280-6571)
	中部地方整備局	052-953-8119 (代表)
	近畿地方整備局	06-6942-1141 (代表)
	中国地方整備局	082-221-9231 (代表)
	四国地方整備局	087-851-8061 (代表)
	九州地方整備局	092-471-6331 (代表)
	沖縄総合事務局 開発建設部	098-866-1901 (管理課)
	北海道開発局	011-709-2311
	北海道運輸局	011-290-2726
	東北運輸局	022-791-7508
	関東運輸局	045-211-7210
	北陸信越運輸局	025-285-9152
	中部運輸局	052-952-8007
	近畿運輸局	06-6949-6410
	神戸運輸監理部	078-321-3145
	中国運輸局	082-228-3496
	四国運輸局	087-802-6726
	九州運輸局	092-472-3154
	沖縄総合事務局 運輸部	098-866-1812
	東京航空局	03-5275-9292
大阪航空局	06-6949-6211	
環境省	○地方公共団体(日本標準産業分類の細分類番号 9811(都道府県機関)又は9821(市町村機関)に該当する事業)の提出窓口	
	北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952 (直通)
	東北地方環境事務所 環境対策課	022-722-2873 (直通)
	関東地方環境事務所 環境対策課	048-600-0815 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	025-280-9560 (代表)
	中部地方環境事務所 環境対策課	052-955-2134 (直通)
	近畿地方環境事務所 環境対策課	06-4792-0703 (直通)
	中国四国地方環境事務所 環境対策課	086-223-1581 (直通)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 四国事務所	087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 環境対策課	096-322-2411 (直通)
	○その他の提出窓口	
	北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952 (直通)
東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871 (直通)	

省庁名	担当局部課	連絡先電話番号
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	025-280-9560 (代表)
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132 (直通)
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0702 (直通)
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1584 (直通)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 四国事務所	087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-322-2410 (直通)
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	03-3268-3111 (内線 20904)